

**平成24年度
第1回大分県自立支援協議会**

**日時：平成24年11月21日（水）
場所：大分県庁舎 別館12会議室**

大分県福祉保健部障害福祉課

目 次

議題 1	障がい者虐待防止の取組について	1
議題 2	地域移行・地域定着支援について	13
議題 3	居住支援協議会について	19
議題 4	その他	31

議題 1 障がい者虐待防止の取組について

障害者虐待防止法の施行に係る県の取組等について

1 障害者虐待防止法の施行と特徴

(1) 法の成立と施行

平成23年6月17日に成立し、本年10月1日から施行。

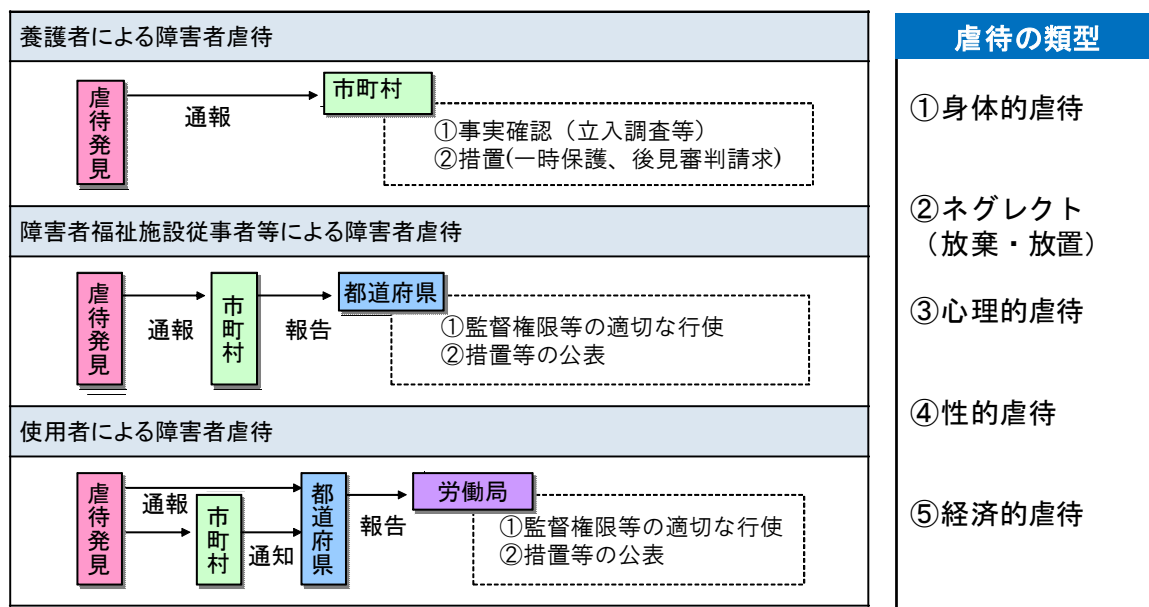
正式名称「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」、以下「法」という。

(2) 法の特徴

養護者による障害者虐待、障害福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待（疑いを含む）を発見した者には、通報の義務が課せられる。

特に、使用者による虐待は、障害者を雇用する事業主等による虐待のことであり、先に施行されている児童虐待防止法や高齢者虐待防止法にはない点である。

また、相談・通報の窓口として「市町村障害者虐待防止センター」、「都道府県障害者権利擁護センター」を設置することとなっている。



2 市町村障害者虐待防止センターと都道府県障害者権利擁護センター

(1) 市町村障害者虐待防止センター

市町村は、障害者福祉所管部局等において、市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにすることとされている。

①業務内容

- ア 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理
- イ 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言
- ウ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発

②県内の設置状況（10月1日から、県HPにて公表）

- ・直営（委託しない）…15市町村
- ・委託（一部委託含む）…3市（別府市、臼杵市、宇佐市／相談支援事業所等へ委託）

（2）都道府県権利擁護センター

都道府県は、障害者福祉所管部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにすることとされている。

①業務内容

ア 使用者虐待に関する通報又は届出の受理

イ 市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言その他の援助

ウ 障害者及び養護者支援に関する相談、相談機関の紹介

エ 障害者及び養護者支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等

オ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する情報の収集分析、提供

カ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する広報・啓発

キ その他障害者虐待の防止等のために必要な支援

②県の設置状況（10月1日から）

- ・障害福祉課内に設置／看板／専用回線（097-506-2728）

3 通報を受けた市町村・県・労働局における対応

障害者虐待防止法により新たに与えられる権限は、市町村長による立入調査であるが、その他の対応はおもに現行法の規定により行う。

（1）市町村（養護者による障害者虐待）

①障害者の安全確認、事実確認

②一時保護、施設等への入所措置【身体障害者福祉法、知的障害者福祉法】

③成年後見制度の審判請求【精神保健福祉法、知的障害者福祉法】

④障害者の住所、居所への立入調査などによる事実確認

⑤養護者への支援

（2）都道府県（障害福祉施設従事者等による障害者虐待）

①許可取消、業務停止命令、指定取消、勧告等の権限の適切な行使【社会福祉法、障害者自立支援法等】

②従事者等による障害者虐待の公表（障害者福祉施設等の種別、虐待者の職種など）

（3）労働局（使用者による障害者虐待）

①助言、指導、勧告、立入検査等の権限の適切な行使【労働基準法、障害者の雇用の促進等に関する法律、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律等】

②使用者による障害者虐待の公表（事業所の業種、使用者と被虐待者の関係など）

4 公表

(1) 都道府県による公表事項（施行規則第3条）

- ①障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
- ②障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

(2) 厚生労働大臣による公表事項（施行規則第7条）

- ①使用者による虐待があった事業所の業種及び規模
- ②使用者による虐待を行った使用者と被虐待者との関係

5 県の取組

(1) 成年後見制度研修会

高齢者福祉課と共催で成年後見制度活用のための研修を実施した。

- ①日 時 平成24年8月6日（月）
- ②場 所 県庁舎本館正庁ホール
- ③受講者 市町村、保健所等、相談支援事業所、地域包括支援センター 139名

(2) 大分県障がい者虐待防止・権利擁護研修の開催

障害者支援施設や障害福祉サービス事業所の従事者、市町村職員、相談支援事業所職員を対象に、講義や事例演習を通じて虐待防止と対応のための研修を開催した。

- ①日 時 平成24年8月24日（金）、30日（木）、31日（金）
- ②場 所 大分県総合社会福祉会館
- ③受講者 市町村、施設等、相談支援事業所 170名

(3) 障害者虐待防止対策連携会議の開催

通報の受付、対応等に係る関係機関による連携会議を開催した。

- ①日 時 平成24年9月20日（木）
- ②場 所 県庁舎新館52会議室
- ③参加者 県障害福祉課、市町村障害福祉担当課、大分労働局、県警本部

(4) 街頭啓発活動の実施

県民に対し法施行を周知するため、パンフレット等を配布する街頭啓発活動を実施した。

- ①日 時 平成24年9月27日（木）午前7時45分から午前8時15分
- ②場 所 大分駅周辺
- ③参加者 県障害福祉課職員、大分市障害福祉課職員、大分労働局 19名

(5) 権利擁護・成年後見推進連絡会議

弁護士会、社会福祉士会、障害者相談支援事業推進協議会などの関係者で構成されている「権利擁護・成年後見推進連絡会議」（事務局：県社会福祉協議会）において障害者虐待防止に関する情報共有を図ることとしている。

議題 2 地域移行・地域定着支援について

1 精神科病院からの地域移行支援の現状（地域相談支援の利用状況等）

2012/11/20 第2回地域移行・地域定着支援担当者会議資料

地域相談支援の状況									
圏域	精神障害者地域相談支援に取り組む相談支援事業所	居住地（入院前）	件数	申請時期	退院後居住地（予定）	精神科病院	担当事業所	今後の予定	ピアサポーターの活用状況
東部	泉	別府市	1	11月	国東市	A病院	三角ベース		保健所主催で養成講座2回開催 4名参加 活動実績なし
	三角ベース	杵築市	0						
	タイレシ	日出町	2（地域定着）	10月	国東市		タイレシ	11月中に決定通知の予定	
(泉)		姫島村	0						
		(指定一般相談支援事業所として、地域相談支援事例はまだない。)							
中部	きぼう21 (地域移行のみ)	大分市	1	9月	大分市	B病院	きぼう21	11月末退院予定12月以降ヘルパー利用予定	
	とよみ園	臼杵市	0						実績・計画なし
		津久見市	0						
(チューリップ畑)		由布市	0						
南部		(指定特定相談支援事業所としてのみ活動。2件のサービス等利用計画作成中。)							
豊肥		佐伯市	0						事例がないため活用計画なし
		竹田市	0						今のところ予定なし
		サポートセンターサライ	0						
西部	なし	日田市	1		大分市	B病院	きぼう21	11月末に退院予定。退院後は配食サービスののみ利用予定。	保健所主催の医療地域連携会議 (参加機関：医療機関、地域包括支援センター、相談支援事業所等) で体験発表予定
		九重町	0						
		玖珠町	0						
北部	4ヶ所 (ルポース他)	宇佐市	1	8月頃	宇佐市	C病院	ルポース	荒れた自宅を住めるように整備 ・体力をつけるために日中活動等体験利用 ・地域住民の理解を得るための働きかけ	体制整備検討会で投げかけるも、具体的な計画なし
	3ヶ所	中津市	0						
	2ヶ所	豊後高田市	0						

2 地域移行支援協議会実施状況

圏域	東部	中部	南部	豊肥	西部	北部
構成機関	精神科病院協会代表 市町村障害福祉担当課 市町村保健担当課(保健師) 精神科病院(6) みなしの指定一般相談支援事業所のうち、精神障害者を対象に実施、または実施が期待される事業所(3)	精神科病院協会代表 市町村障害福祉担当課 市町村精神保健担当課(保健師) 精神科病院(11) みなしの指定一般相談支援事業所のうち、精神障害者を対象に実施、または実施が期待される事業所(3) 一部の指定特定相談支援事業所(2ヶ所)	精神科病院協会代表 市町村障害福祉担当課 市町村保健担当課 精神科病院(1)診療所(1) 指定一般相談支援事業所	精神科病院協会代表 市町村障害福祉担当課 市町村保健担当課 精神科病院 指定一般相談支援事業所	精神科病院協会代表 市町村障害福祉担当課 市町村保健担当課 精神科病院(3) 指定一般相談支援事業所(2)	精神科病院協会代表 市町村障害福祉担当課 市町村保健担当課 精神科病院(3) 指定一般相談支援事業所のうち精神障害者に対応する事業所
実施月日	平成24年7月30日(月)	平成24年9月26日(水)	平成24年1月頃開催予定	2012/11/28(水)開催予定	2012/10/31(水)	平成24年7月25日
会場	別府土木事務所会議室	大分市保健所	南部保健所	豊後大野土木事務所	奥村日田病院会議室	宇佐総合庁舎2階大会議室
第1回	①これまでの経過と今年度の計画について ②各市町村における取り組みについて ③意見交換会(グループディスカッション)「地域移行・地域定着を推進するための」 ④発表	①自己紹介&事業所PR(パンフレット持参) ②大分県地域移行・地域定着支援事業の事業説明 ③グループ討議「疑問点や事業周知の方法について」 ④情報共有(グループ発表等)事業周知のパンフレット作成の作業部会の立ち上げを提案	検討中 実際の事例がないことやその他の進展もないことから内容をどうしていくか検討中	研修と意見交換 県内アドバイザー派遣事業を活用して相談支援事業所ルポーズ施設長 石川氏 宇佐病院 精神保健福祉士 和氣氏	①地域移行・地域定着支援事業制度について ②県の取組、他圏域の状況について ③今年度の取組について(各事業所・各市町) ④意見交換	平成24年度の北部圏域の取り組みの協議・決定 ①精神科病院職員への地域移行に関する意識調査の実施と報告 ②地域移行支援個別給付の円滑な実施に向けた体制の検討
第2回	平成24年12月頃開催予定	未定	平成25年3月頃	平成25年3月頃	平成25年3月頃	平成25年2月実施予定
会場						宇佐総合庁舎2階大会議室
内容			今年度の実績報告と意見交換	未定		平成25年2月実施予定 意識調査結果報告と今後の取組について
その他の取り組み	ネットワーク会議					◆体制整備検討会(地域移行支援協議会作業部会)◆ 第1回目：5月21日23年度の取り組みの振り返りと24年度の取り組みについて 第2回目：7月9日24年度の取り組みについて 第3回目：9月4日 アンケート内容の検討 第4回目：12月20日(予定)アンケート結果の検討、個別給付の情報交換と今後の取組の検討予定

3 地域移行・地域定着支援担当者研修会実施報告

(1) 目的

障害者自立支援法に基づき、障がい者の施設や精神科病院からの地域移行支援及び地域定着支援を行う「地域相談支援」が今年度から実施されている。

精神障がい者については、従来から県の精神障害者地域移行・地域定着支援事業（補助事業）として精神科病院からの地域移行を目的に圏域毎に実施してきたところであるが、今後は「地域相談支援」と連動して取り組みをすすめる必要がある。

そこで、地域移行・地域定着支援関係者の資質の向上と関係者の連携を強化するための研修会をとおして地域移行・地域定着支援体制を充実させ、精神科病院に入院している者の地域移行・地域定着の促進を図る。

(2) 主催 大分県福祉保健部障害福祉課、一般社団法人支援の三角点設置研究会

(3) 対象 保健所地域移行・地域定着支援事業担当者 (9名)
(参加者) 市町村「地域相談支援」担当者等 (10名)
指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者 (38名)
精神科病院関係者 (12名)
県障害福祉課 (7名) 計76名

(4) 日時 平成24年8月21日(火) 10:45～17:30
8月22日(水) 8:50～17:00

(5) 会場 大分県土地改良会館 5階大会議室
大分市城崎町2丁目2番25号(097-536-6631)

(6) 内容 別添研修会プログラム参照
講義、シンポジウム及び演習
講師 社会福祉法人 南高愛隣会 東京事務所長 武田牧子氏
医療法人 立川メディカルセンター
茨内地域生活支援センター施設長 岡部正文氏
ファシリテーター アドバイザー、地域体制整備コーディネーター、
精神科病院精神保健福祉士等22名

(7) 評価 アンケート結果 期待していたものと一致 40/63 63.4%
積極的に参加できた 42/63 66.7%

ファシリテーター養成研修:2日間で行う場合は、ファシリテーター候補者に事前学習をお願いする						
	自	至	時間	カリキュラム	内容	講師等
8月21日	8:30	8:40	0:10		受付	
	8:40	8:45	0:05		挨拶	
	8:45	10:00	1:15	ファシリテーションとは	グループワークや演習時のファシリテーターの役割について学ぶ	岡部・武田
	10:00	10:30	0:30	研修の目的と役割	二日間の研修のプログラムの内容の理解とファシリテーターとしての役割	県担当者・岡部・武田
	10:30	10:45	0:15	休憩		

地域移行・地域定着支援担当者研修会

	自	至	時間	カリキュラム	内容	講師等
8月21日	10:15	10:45	0:30		受付	
	10:45	10:50	0:05		挨拶	
	10:50	11:00	0:10		研修オリエンテーション	
	11:00	12:15	1:15	講義Ⅰ:地域移行支援の個別給付化の課題と展望	全体の俯瞰:今年度からの相談支援の改正に伴う地域移行支援個別給付化等について、新潟県の取り組みから大分県ではどう進めるのかを話し合うためのヒントを学ぶ	岡部
	12:15	13:15	1:00		昼食	
	13:15	13:35	0:20	講義Ⅱ:体制整備とは?	個別給付化における地域体制コーディネーターの役割	岡部
	13:35	14:30	0:55	シンポジウム:これからの地域体制整備に向けた各自の役割と必要な仕掛け	進行:武田 シンポジスト:保健所コーディネーター(1名)、委託コーディネーター(1名)、市町村給付担当者(1名)、指定一般相談支援事業者(1名)	
	14:30	14:45	0:15		休憩(会場レイアウトの変更)	
	14:45	15:30	0:45	体制整備ワークショップⅠ(所属機関別グループ)	講義を受けて、地域体制整備コーディネーターの役割を改めて考えてみる。また、関係者は地域体制整備コーディネーターをどのように活用し、地域移行を進めるか話し合う。	ファシリテーター2名配置
	15:30	15:40	0:10		休憩(席の移動)	
	15:40	17:10	1:30	体制整備ワークショップⅡ(圏域別グループ)	私たちの圏域の課題を共有し解決策を話し合う。	ファシリテーター2名配置
	17:10	17:30	0:20	グループ発表	@2分×10G 何を話し合ったか要約して全体に伝える(ファシリテーター)	司会:武田牧子 助言者:岡部 正文氏
	18:00	20:00	2:00		情報交換会(必要であれば)	

8月22日	8:50	9:00	0:10	オリエンテーション	本日の研修の進め方について	圏域別グループで着座
	9:00	10:00	1:00	講義Ⅲ:制度を知ろう! 補助金と個別給付の関係性について	制度と地域移行支援にかかるケアマネジメントを活用したサービス利用計画と地域移行支援計画の関係及び支援の流れを理解する	武田 ワークショップの進め方についても盛り込む
	10:00	10:20	0:20	演習オリエンテーション(事例の紹介、演習の進め方等)		岡部
	10:20	10:30	0:10		休憩	
	10:30	11:00	0:30	仮想事例演習Ⅰ	事例の共有と役割分担	ファシリテーター2名配置
	11:00	12:15	1:15	仮想事例演習Ⅱ(計画作成)	<全員で計画を立てる> 地域移行の希望があり、相談支援専門員がアセスメント後サービス等利用計画・地域移行支援計画(案)を作成する。	ファシリテーター2名配置
	12:15	13:15	1:00		昼食	
	13:15	13:45	0:30	仮想事例演習Ⅲ(関係者会議の開催)	<役割分担して進行> 関係者会議を開催し、計画に基づいて話し合い、支援方法を確定する。	ファシリテーター2名配置
	13:45	14:30	0:45	仮想事例演習Ⅳ(モニタリング会議の開催)	<役割分担して進行> 3ヶ月が経過し、モニタリング後の関係者会議の場面。進捗状況、変更を話し合う。(地域移行支援計画の修正)	ファシリテーター2名配置
	14:30	14:45	0:15		休憩	
	14:45	15:30	0:45	仮想事例演習Ⅴ(退院前会議の開催)	<役割分担して進行> 退院を踏まえた、地域定着担当者会議:いよいよ1か月後には退院が決まり、退院後の支援について関係者で支援内容を話し合い決める。(サービス等利用計画の修正)	ファシリテーター2名配置
	15:30	16:30	1:00	体制整備ワークショップⅢ(圏域別グループ)	私たちの圏域で地域移行を進めるために取り組むことを整理し、私の役割を全員が発言。	ファシリテーター2名配置
	16:30	16:50	0:20	グループ発表	@2分×10G 何を話し合ったか要約して全体に伝える(ファシリテーター)	司会:武田牧子 助言者:岡部 正文氏
	16:50	17:00	0:10		アンケート記入	
	17:00	17:05	0:05		閉会挨拶	

議題 3 居住支援協議会について

「大分県居住支援協議会」について

1. 設立の背景

本県の人口は、昭和 60 年をピークに減少傾向にあり、今後はさらに世帯数も減少すると推測される少子高齢社会の時代にあつては、地域住民が互いに助け合い、支え合いながら「安心して住み続けられる」ことが求められている。そのため、住宅分野においては平成 23 年度から 32 年度までの長期的な住宅政策の基本となる「住生活基本計画」を策定し、健康で文化的な社会生活に不可欠な基盤となる住まい・まちづくりを県民・行政が一体となって推進しようとしている。

＜住宅分野＞

住生活基本計画においては

基本目標 1 「安全・安心な暮らしを支える住まい・まちづくり」

基本施策 3 「多様な住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットの充実」

(3) 民間賃貸住宅を活用した重層的なセーフティネットの整備

基本施策 4 「地域で共に支え合う住まい・住環境づくり」では

(2) 生活支援サービス等と連携した高齢者や障がい者向け住宅の供給促進

一方、＜福祉分野＞

豊の国ゴールドプラン 2 1 <第 5 期>において

第 7 章第 3 節 高齢者の住まいの整備

大分県障がい福祉計画（第 3 期）において

第 3 章 グループホーム、ケアホーム等地域生活における住まいの場の確保などを具体的な取り組みとして位置づけている。

これらの取り組みの中で、高齢者や障がい者など、特に住宅の安定確保に配慮が必要な「住宅確保要配慮者」が安心して暮らせる住宅セーフティネットの充実のために、住宅分野である住宅・不動産事業者や福祉分野である居住支援団体等と連携した「**大分県居住支援協議会**」を平成 24 年 10 月 22 日に設立した。

2. 目的

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「住宅セーフティネット法」という。）に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭、外国人その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、住宅確保要配慮者が安心して住み続けられる住まいづくりを推進し、県民の豊かな住生活の実現に寄与すること。

3. 事業内容

- (1) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の情報提供及び相談会等の実施
- (2) 民間賃貸住宅の賃貸人に対する実態調査及び不安を解消する情報等の提供
- (3) 住宅確保要配慮者に対する住宅リフォーム等の情報提供及び相談会等の実施。

4. 会 員

会員は、本会の目的に賛同する不動産関係団体、賃貸住宅事業者、住宅確保要配慮者の居住支援団体等及び地方公共団体とし、下表のとおりとする。

宅地建物取引業、賃貸住宅及び住宅情報提供団体等	(会長) 社団法人大分県宅地建物取引業協会) 社団法人全日本不動産協会大分県本部 (監事) 大分県住宅供給公社 (監事) 大分県木造住宅等推進協議会
福祉団体、居住支援団体等	(副会長) 社会福祉法人大分県社会福祉協議会 社会福祉法人 シンフォニー
県、市町村関係課等	大分県福祉保健部 高齢者福祉課 障がい福祉課 地域福祉推進室 こども子育て支援課 (事務局) 土木建築部 建築住宅課 公営住宅室

5. 今年度における協議会での検討事項

高齢者や障がい者の住まいや住まい方、居住地等の実態を把握して、住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅セーフティネットの充実に必要な措置を協議すること

- (1) 高齢者の住宅確保配慮に関する実態調査
- (2) 障がい者の住宅確保配慮に関する実態調査

住宅セーフティネット法について

- 平成19年7月 施行
- 平成23年4月 改正

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の概要

目的

地域に即した重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築

～高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する者に対する賃貸住宅の供給を総合的に推進～

※ 住宅確保要配慮者：低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等住宅の確保に特に配慮を要する者等

■ 公的賃貸住宅：公営住宅、地域優良賃貸住宅、公社賃貸住宅等 ■ 民間賃貸住宅：公的賃貸住宅以外の賃貸住宅

法の位置付け

【公的賃貸住宅】の供給の促進

国及び地方公共団体

- 住宅確保要配慮者の事情を勘案し、既存ストックの有効活用を図りつつ、適切な公的賃貸住宅の供給の促進

【第5条】

公的賃貸住宅の管理者

- 入居者の選考に当たり、住宅確保要配慮者の居住の安定に配慮【第5条】

国及び地方公共団体

賃貸住宅に関する適切な情報の効果的かつ効率的な提供、相談の実施【第7条】

国及び地方公共団体

住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策等との連携【第8条】

【民間賃貸住宅】への円滑な入居の促進

国及び地方公共団体

- 住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人に対する支援【第6条】

民間賃貸住宅を賃貸する事業者

- 国及び地方公共団体が構わない施策に協力【第6条】

《地域住宅計画の策定》

- 地方公共団体は、地域住宅計画に公的賃貸住宅の整備及び管理に関する事項等を記載【第9条】

《居住支援協議会の設立》

- 地方公共団体、宅建業者、賃貸住宅管理者、居住支援団体等は、居住支援協議会を組織できる【第10条】

重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットのイメージ

公営住宅

- ・住宅のセーフティネットの中核として、真に住宅に困窮する低額所得者に的確に供給
- ・優先入居等の措置

地域優良賃貸住宅

- ・民間主体等による良質な賃貸住宅の供給の促進（整備費助成等）

入居の円滑化のための の枠組み整備

- ・入居制限を行わない民間賃貸住宅を登録し、その物件情報の提供等を通じた賃貸住宅への円滑な入居支援

居住支援協議会の概要について

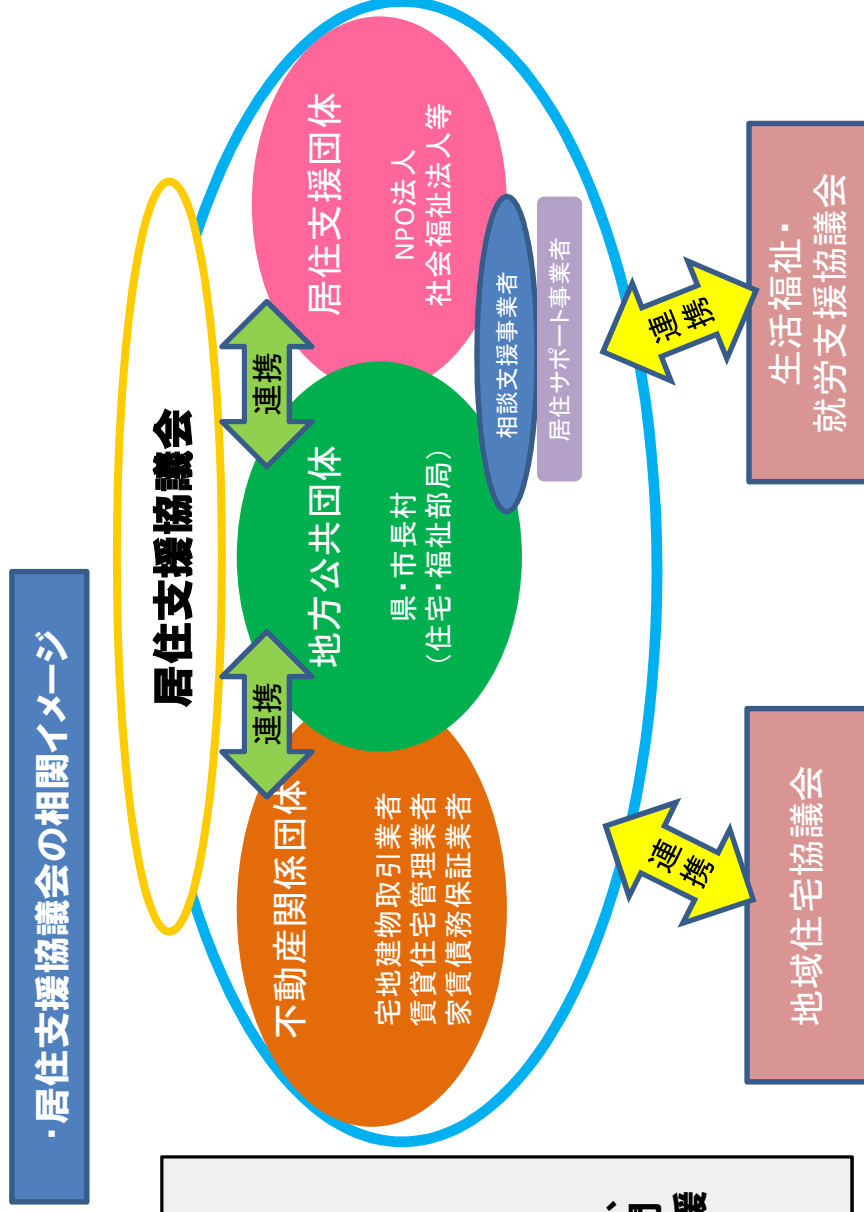
住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会の概要

目的

住宅確保要配慮者(低額所得者・被災者・高齢者・障がい者・子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図る(法第10条)

概要

- (1)構成
 - ・地方公共団体の住宅担当部局及び自立支援、福祉サービス等担当部局
 - ・宅地建物取引業者や賃貸住宅を管理する事業を営む者に係る団体
 - ・居住に係る支援を行う営利を目的とした法人等
- (2)役割
 - ・居住支援に関する情報を関係者間で共有、協議した上で、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し必要な支援を実施



ネットワークの構築

居住支援協議会の事業内容(例)

1 実態調査

地域における住宅確保要配慮者の円滑な入居を困難にしている要因や必要な支援措置を把握するための調査

- ・地域における住宅確保要配慮者の属性・数の把握
- ・地域における入居制限や居住支援サービスの状況の把握
- ・雇用部局・福祉部局等と連携した住宅確保要配慮者の住宅ニーズの把握 等

2 構成主体間連携・協力のあり方に関する検討

地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理事業者、家賃債務保証業者、居住支援団体等の連携・協力のあり方に関する検討

3 住宅確保要配慮者に対する一元的な情報発信

住宅確保要配慮者に対し、住宅、居住支援サービス等について、一元的に情報提供

- <情報の提供>
入居可能な住宅、享受可能な居住支援サービス(見守り、家賃債務保証等)、雇用・福祉等の各種支援施策 等
- <情報提供の方法>
ホームページ、相談窓口、相談会 等

4. マニュアル等の作成

住宅確保要配慮者、賃貸人向けのマニュアル等の作成

- ・住宅確保要配慮者の入居等に係るトラブル防止・対応マニュアル・災害時の被災者受け入れマニュアル 等

5. 講演会・研修会等の実施

賃貸人、宅地建物取引業者、居住支援団体等、関係者に対する普及啓発のための講演会・研修会の実施 等

6. 雇用・福祉施策等との連携

高齢者と子育て世帯の住替え支援に関する検討や整備 等

(参考)民間賃貸住宅における課題と居住支援協議会の協議事項(例)

	民間賃貸住宅における課題		居住支援協議会の協議事項・実施事項(例)
	住宅確保配慮者	賃借人	
 <p>入居前 (賃貸借契約締結)</p>	適当な住宅が見つからない	賃借人が見つからない(空き家) 入居後の家賃滞納等のトラブルを懸念 家賃滞納 トラブル発生(近隣トラブル、病気、死亡等)	①住宅確保配慮者に対する分かりやすく一元的な情報提供 【内容】入居・住替えが可能な住宅、利用可能なサービス、雇用・福祉関連施策 【提供方法】HP、相談窓口、相談会等 ②契約サポートサービスの提供 ③家主・協力店・居住支援団体向け研修 ④相談員の人材育成 ①家賃債務保証への支援 ②緊急連絡先の提供 ①生活保護の代理受領 ②公的賃貸住宅のあっせん ①トラブル防止・対応マニュアルの作成、周知 ②賃貸人・賃借人の双方に対する電話相談、トラブル等の緊急時対応サービス等の提供 ③見守り、生活相談等サービスの提供 ④家主等向け研修、相談員の人材育成 ①原状回復ルールの明確化、周知 ②第三者による入退去時の立会い、査定 ③家主等向け研修、相談員の人材育成 ①残置物の処理、葬儀代行等のサービスの提供
	属性による入居制限		
	住宅規模のミスマッチ(高齢者、子育て世帯)		
	契約手続きが複雑		
	保証人等の確保が困難		
 <p>入居中</p>	家賃滞納による明渡し	原状回復を巡るトラブル(補修費用の負担、敷金返還額等) 身寄りがいない場合の対応への懸念(残置物の処理、葬儀等)	
	管理に対する不満		
	突然の体調変化等への不安		
 <p>退去時</p>	原状回復を巡るトラブル(補修費用の負担、敷金返還額等)	身寄りがいない場合の対応への懸念(残置物の処理、葬儀等)	
	身寄りがいない場合の対応への懸念(残置物の処理、葬儀等)		

民間住宅活用型住宅セーフティネット 整備推進事業について

民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業の概要

現状・課題

- 近年、厳しい経済・雇用情勢の下、雇用の所得水準の低下により居住費負担能力が低下し、住宅に困窮する者が増加
- 公営住宅の応募倍率も依然として高い水準で推移しており、さらに地方公共団体の財政状況の悪化から、公的賃貸の供給に依存したセーフティネットの取組は限界
- 民間賃貸住宅の空き家は一貫して増加傾向にあり、その有効活用が課題

事業概要

○民間住宅を活用した住宅セーフティネットの充実

以下に示す要件①を満たす住宅について一定の改修工事②が行われる場合、地方公共団体と連携③し、国が民間事業者に対して住宅の改修費の一部を直接支援。【補助率：1/3、補助限度額：100万円/空き家】

①補助対象住宅の要件

- ・賃貸住宅の管理の期間が10年以上であること
- ・災害時における被災者の利用に関する協定を地方公共団体等と締結するものであること
- ・改修工事完了後の最初の入居者は、子育て世帯、高齢者世帯等の住宅確保要配慮者とするともに、その後も住宅確保要配慮者の入居を拒まないこと
- ・適切な管理が行われるものであること 等

②補助対象工事

- (1)加齢対応構造等に係る工事(省エネ改修工事を含む)
- (2)共用部分に係る改修工事(耐震改修、省エネ改修又はバリアフリー改修のいずれかを含む改修工事)

③地方公共団体との連携

- ・地域住宅計画において、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの強化に取り組み旨が具体的に明記されること
- ・居住支援協議会等を設け、本事業による住宅の物件情報の提供等、所要の措置を講ずること

議題 4 その他

平成24年度第1回地域自立支援協議会担当者会議 出席者名簿

平成24年度第1回地域自立支援協議会担当者会議

日 時：平成24年6月1日（金）13:15～15:00
場 所：大分県庁舎 別館84会議室

第 次

1 開 会

2 議 題

(1) 県自立支援協議会の開催状況等について

(2) 地域自立支援協議会の開催状況について

(3) 広域的な課題について

3 閉 会

No.	市町村名	部署名	職名	氏名
1	大分市	障害福祉課	主事	匹田 裕子
2	別府市	障害福祉課	課長補佐兼係長	水口 雅之
3	中津市	社会福祉課 障害福祉係	主任	中村 和佳子
			主事	井上 祥子
4	日田市	福祉保健部 社会福祉課 障害福祉係	副主幹	河津 秀樹
5	佐伯市	福祉保健部 社会福祉課 障害福祉係	主幹兼係長	佐保 亨憲
			主任	神河 宏明
6	臼杵市	臼杵市福祉事務所 福祉課	副主幹	望月 裕三
			副主幹	吉田 律子
7	津久見市	福祉事務所	主幹	石田 真一
			主任	長 英一郎
8	竹田市	福祉事務所	副主幹	上野 多希子
9	豊後高田市	福祉事務所	専門員	応利晋矢
10	杵築市	福祉事務所 障害福祉係	主査	江藤 智弘
11	宇佐市	福祉課障害者福祉係	課長補佐	垣添 隆幸
12	豊後大野市	社会福祉課 福祉障がい支援係	副主幹	森本 伸治
			主任	財前 竜太郎
13	由布市	福祉対策課	課長補佐	麻生 樹博
14	国東市	福祉事務所 障がい福祉係	係長	峯 千恵美
			主査	薄部 かおり
15	姫島村	住民福祉課 福祉係	主事補	岩本 寿美
16	日出町	福祉対策課	課長補佐兼障害福祉係長	後藤 良彦
17	九重町	欠席		
18	玖珠町	福祉保健課	係長	横山 芳嗣
			主任	平松 崇

大分県自立支援協議会	別府市相談支援事業所ばれっと	相談支援専門員	首藤 匠也
	さぼーとセンター風車	相談支援専門員	辻合 紀子
	佐伯圏域障害者支援センターほっぷ	相談支援専門員	正田 秀美
	サボートセンターサライ	相談支援専門員	神志那 久美
	Beeすけっと	相談支援専門員	石松 聡美
	相談支援事業所「ルポーズ」	相談支援専門員	石川 博一

大分県	障害福祉課 地域生活支援班	課長補佐(総括)	高塚 秀夫
		主任	田中 静香
		主事	内田 康友
	障害福祉課 精神保健福祉班	主幹	坪根 竜代子

【配布資料】

- 1 平成24年度第1回地域自立支援協議会担当者会議 次第
- 2 " " 出席者名簿
- 3 " " 配席図
- 4 " " 資料

平成24年度 第1回地域自立支援協議会担当者会議 議事録

日 時：平成24年6月11日（金）13：15～15：00

会 場：県庁舎別館84会議室

出席者：別紙のとおり

概 要：地域自立支援協議会の課題や成果等の情報を共有、意見交換を行うため開催。

(1) 大分県自立支援協議会の開催状況等について

大分県自立支援協議会の23年度開催状況、精神障がい者地域移行支援協議会の概要、大分県居住支援協議会準備会の概要について説明。

(質疑・意見等)

○ 精神障がい者地域移行支援協議会の開催にあたって、保健所から声が掛からない。

→ 各保健所において、個別の事例に直接関係する者を招集して開催していた実態がある。今後、各市町村や相談支援事業所とより連携するよう伝えたい。

(県)

(2) 地域自立支援協議会の開催状況について

各地域自立支援協議会の開催状況について市町村から発表。また、中津市の障がい児（者）余暇活動支援事業「てくてく」の概要と福岡県の圏域（広域）自立支援協議会の状況を県から発表。

(質疑・意見等)

○ 中津市の事業は24年度から中津市社会福祉協会に委託しているが、自立支援協議会等の活動にどうやって社協を巻き込んでいるのか。

→ 社協は、中津市障害者施策推進協議会（自立支援協議会にあたる会議）の委員としてだけでなく、事務局としても参加してもらっているため、事業の委託についてもスムーズに話ができた。（中津市）

(3) 広域的な課題について

今後検討すべき広域的な課題について話し合った。

(質疑・意見等)

○ 地域自立支援協議会から県自立支援協議会への提案の仕組みを（もっと明確なものとして）作るべきでは。

○ サービス等利用計画やそれに付随する様式を国の様式でなく、県独自の分かりやすい様式に統一してはどうか。

→ 基本的には国の様式で進めていきたいと考えている。（県）

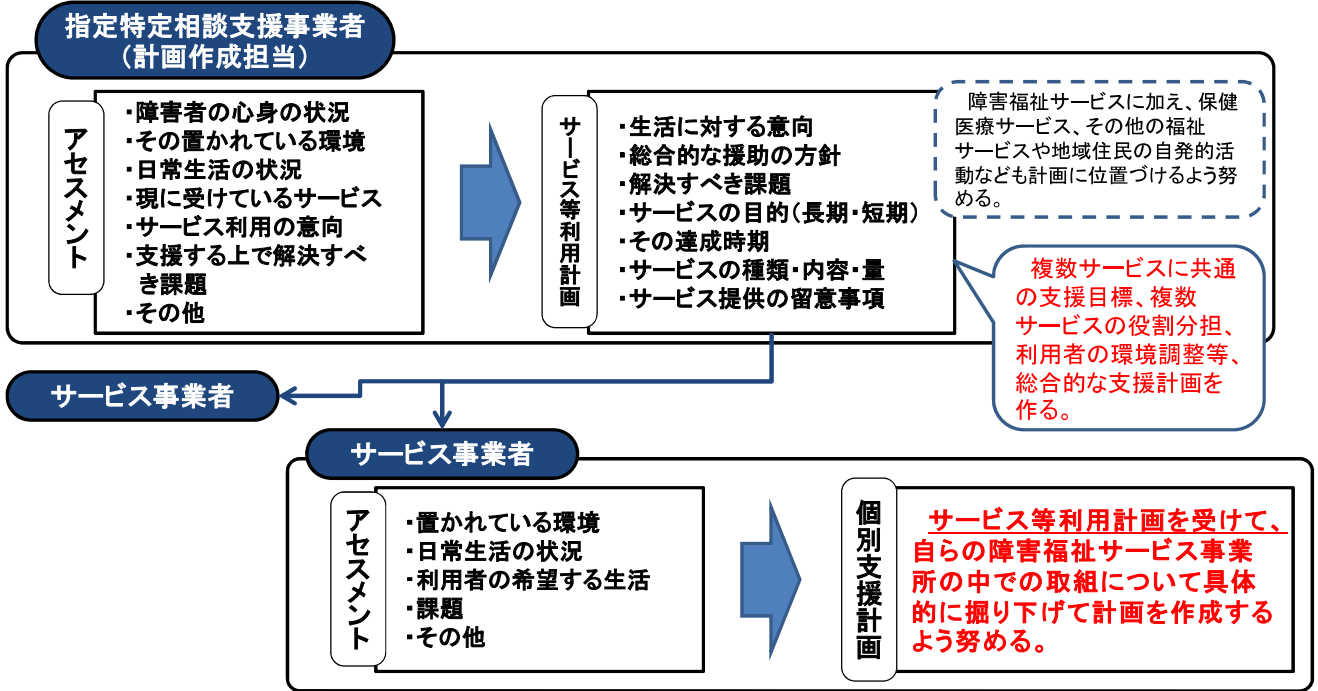
県内アドバイザー名簿

No.	氏名	所属	分野(立場など)	経験年数	派遣可能地域
1	首藤 辰也	社会福祉法人別府発達医療センター 別府市相談事業所 ぱれっと	自立支援協議会(運営方法など) 相談支援	4年 10年	杵築市、国東市、日出町
2	吐台 紀子	社会福祉法人みずほ厚生センターさぼーとセンター風車	相談支援		
3	疋田 秀美	社会福祉法人大分県社会福祉事業団佐伯圏域障害者支援センターほっぷ	相談支援		
4	神志那 久美	社会福祉法人紫雲会 サポートセンターサライ	相談支援	6年	竹田市、豊後大野市
5	石松 聡美	社会福祉法人すぎのこ村Beeすけっと	相談支援		
6	石川 博一	社会福祉法人清流会 相談支援事業所「ルポーズ」	自立支援協議会(運営方法など) 相談支援	5年 9年	
7	五十嵐 猛	大分県発達障がい者支援センター	発達障がい	17年	県内全域
8	浅倉 恵子	諏訪の杜病院	その他(高次脳機能障害)	11年	県内全域
9	佐藤 英毅	障害福祉サービス事業所 つわぶき園	自立支援協議会(運営方法など) 相談支援 療育 その他(ホームヘルパー資格程度の知識) 精神疾患関係の学習経験	2年 3年 1年 1年 3年	大分市、別府市、中津市
10	神品 実子	医療法人雄仁会 加藤病院	相談支援	40年	竹田市、豊後大野市
11	和気 徹尚	医療法人起愛会 宇佐病院	自立支援協議会(運営方法など)(部会参加) 相談支援(病院相談室)	5年 10年	中津市、豊後高田市、宇佐市
12	佐藤 任孝	大分県発達障がい者支援センター	相談支援 就労 発達障がい	5年 5年 15年	県内全域
13	河野 雄三	かわの社会福祉士事務所	相談支援 その他(高齢者虐待、成年後見)	25年 10年	臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市
14	武居 光雄	諏訪の杜病院	その他(高次脳機能障害)	25年	県内全域

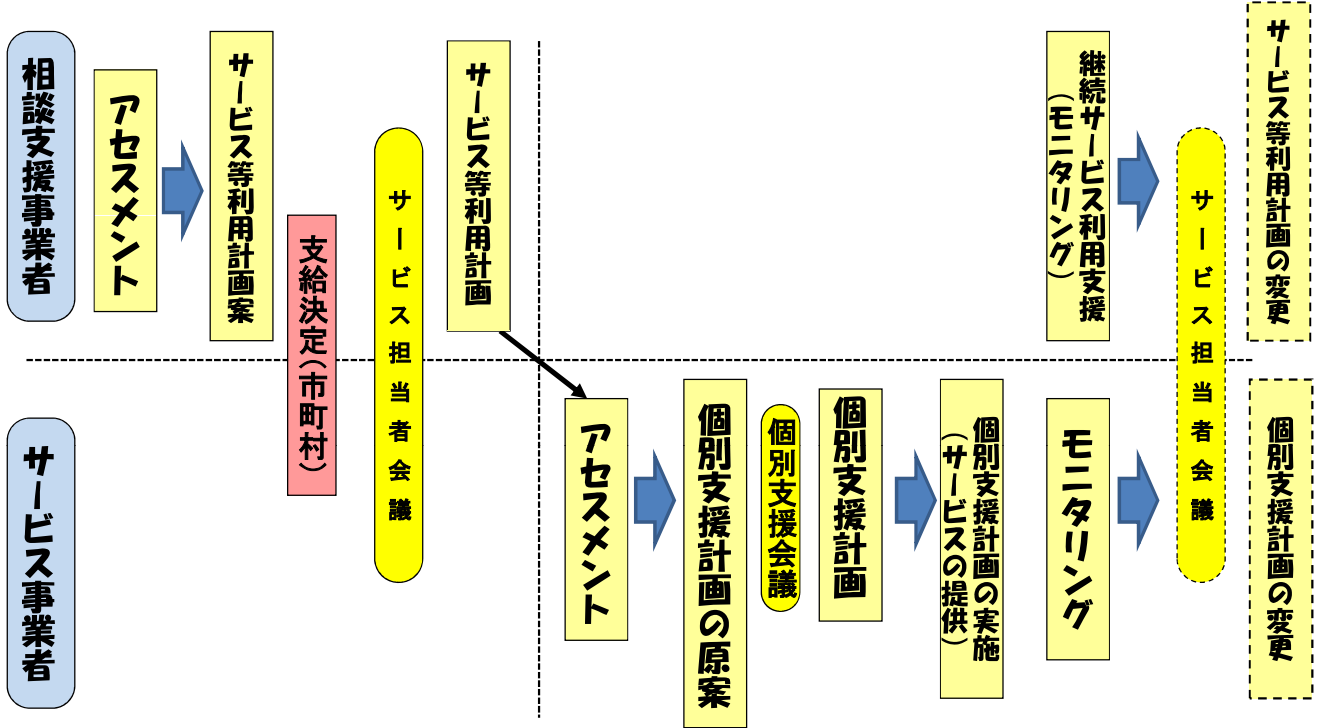
お問い合わせ先：
大分県福祉保健部障害福祉課 地域生活支援班
Tel 097-506-2725 / FAX 097-506-1740

サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。



指定特定相談支援事業者(計画作成担当)と障害福祉サービス事業者の関係



相談支援専門員とサービス管理責任者合同学習会開催について（提案）

はじめに

平成 24 年 4 月より相談支援専門員の業務の一つに“サービス等利用計画”作成が義務付けられました。大分県障害者相談支援事業推進協議会幹事会では、「相談支援専門員が作成する“サービス等利用計画”とサービス管理責任者が作成する“個別支援計画”は共同で学習会などを開催していきながら、それぞれの計画の理解を共有していく必要がある。」という意見が挙げられています。さらに幹事の中では、「上記の内容は、特定の地域で取り組みをおこなうのではなく、県内全体で取り組むべき課題である。」という見解を一致させています。そこで、両者の合同学習会の必要性を感じています。

大分県自立支援協議会への提案事項

（1）相談支援専門員とサービス管理責任者を対象とした合同学習会の開催

① 目的

相談支援専門員が作成する“サービス等利用計画”とサービス管理責任者が作成する“個別支援計画”をそれぞれの職種で理解してもらう。

② 実施主体

相談支援・研修部会

③ 実施期間

平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

※ 平成 24 年度は、2 つの市町村（圏域も可）でモデル的に実施し、平成 25 年度に全県実施していく。

（2）実施にあたっての検討事項

① 研修会の広報

研修会の広報は「地域自立支援協議会担当者会議」でおこなってはどうか。

② 県内アドバイザー事業の活用

学習会に実施にあたり、県内アドバイザーを派遣してはどうか。

